

議案第 27 号

大田原市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市建築審査会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 7 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市建築審査会条例の一部を改正する条例

大田原市建築審査会条例（平成23年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、委員は、後任の委員が任命されるまでの間、その職務を行うものとする。

附則第2項中「第3条」を「第4条」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。